

第6章 史跡整備計画

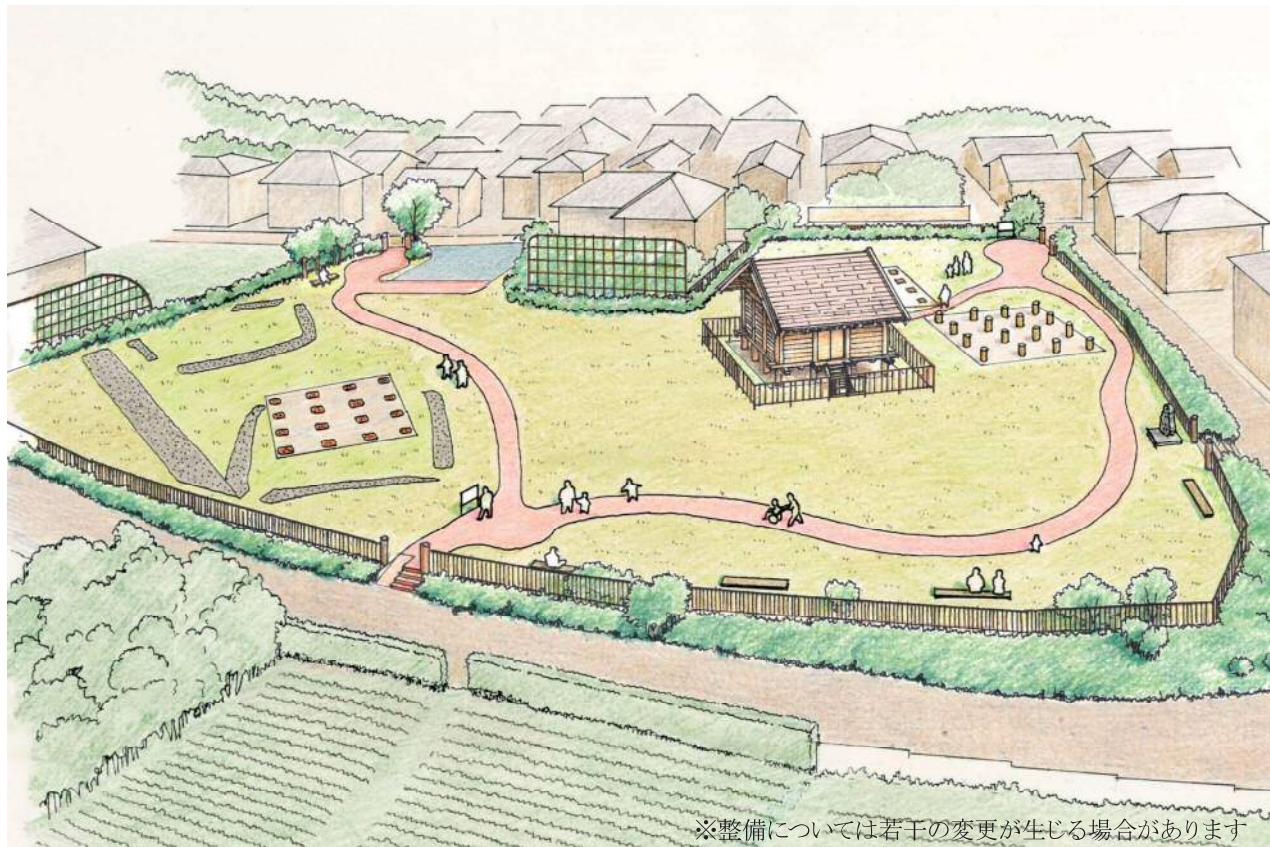
第1節 短期計画

第5章の整備基本計画については、国史跡への追加指定や公有地化の進捗状況等に合わせ、短期計画期間（10年間）を第1期・第2期・第3期に分けて、整備を実施する。また、短期計画第2期以降については、『川崎市総合計画 第3期実施計画』の策定に合わせて、実施時期や内容等の調整を行っていく。

（1）第1期（平成31（2019）～平成33（2021）年度）

【整備方針】

- 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区内で、発掘調査によって複数の古代官衙関連遺構の全体が明らかであり、公有地化により遺構の整備が可能な土地（現たちばな古代の丘緑地）については、その価値を最大限引き出し、史跡及び遺跡群における保存・活用の中心地域になるよう整備する。
- 史跡橘樹官衙遺跡群のシンボルとして建物の復元を含めた整備を行い、地域の人々の愛着や誇りを醸成するとともに、古代の景観や様相を分かりやすく示し、誰もが学び、楽しめる場として整備する。
- 遺跡群への来跡者に向けた遺跡群の内容説明や、遺跡群外からの誘導及び遺跡群内の周遊のための案内設備を充実させる。



第20図 短期計画第1期整備イメージ図 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区]

（平成33（2021）年度完成予定）

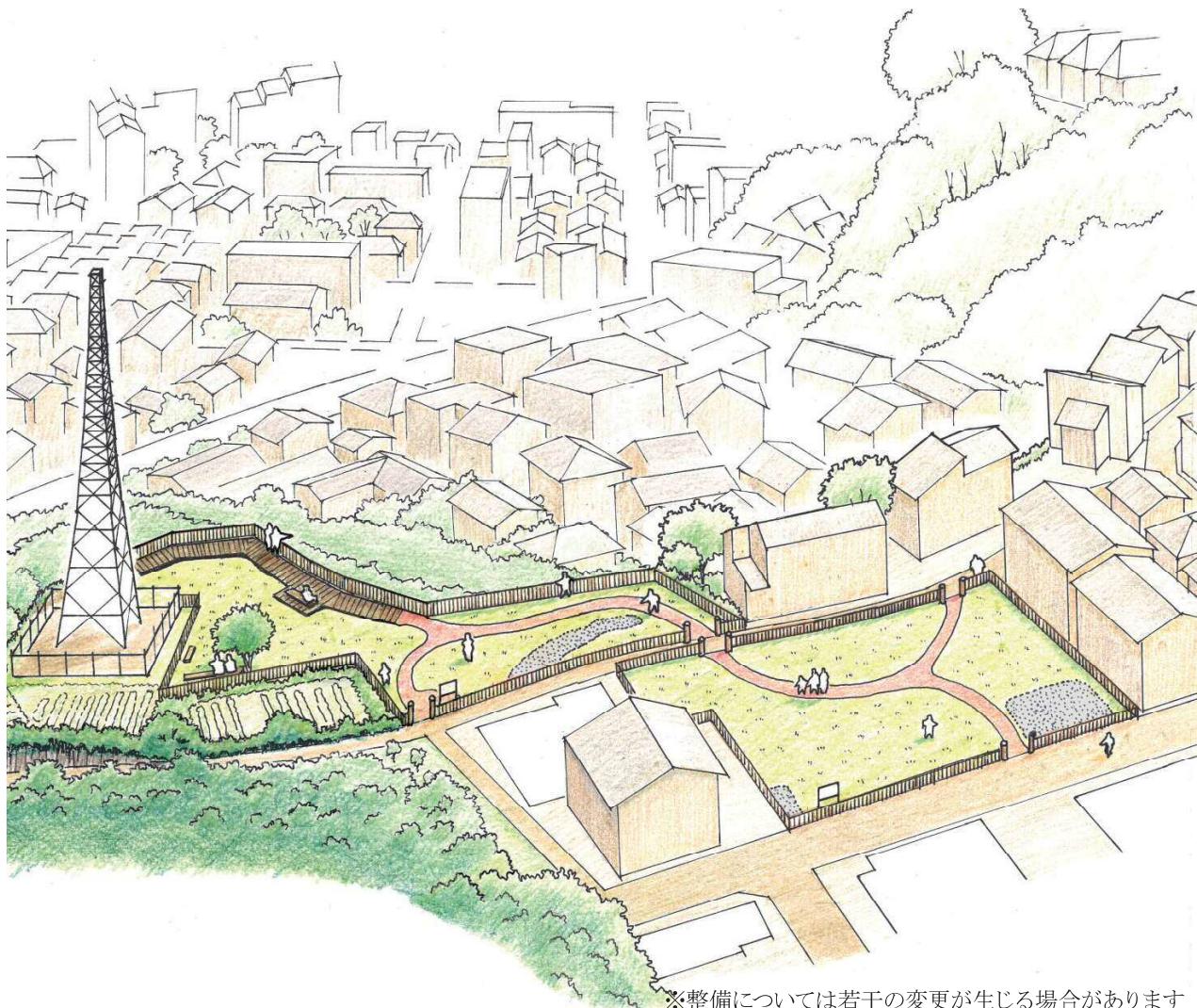
年度		平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021)年度
整備対象				
ゾーン整備	影向寺ゾーン	説明板・案内板等	関係部局等との調整	設置
	橘樹郡家跡上原宿ゾーン	説明板・案内板等	関係部局等との調整	設置
	1地区 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	遺構整備	基本設計	実施設計 保存整備工事
		都家(評家)関連施設		・建物復元(1棟) ・建物立体表示(2棟) ・建物平面表示(1棟) ・その他遺構平面表示(2基)
		史跡整備	基本設計	実施設計 保存整備工事
		動線、修景、植栽、便益施設、その他		・芝張り ・通路 ・遮蔽 ・植栽 ・区画施設の設置 ・休憩所 ・石製標識「国史跡 橘樹官衙遺跡群」 の設置
		説明板・案内板等		・説明板(3基) ・案内板(1基)
	橘樹郡家跡谷戸ゾーン	修景・植栽	関係部局等との調整	樹木管理
	遺跡群全体		案内板等の設置に向けた調整、案内板の設置	
	ガイダンス施設		設置・整備に向けた協議・調整	
	AR・VR等		導入に向けた協議・調整	
	公有地化の推進		関係部局・土地所有者との協議・調整	

第 21 図 短期計画第1期整備スケジュール

(2) 第2期(平成34(2022)～平成36(2024)年度)

[整備方針]

- 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンにおける2地区を整備し、1地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン及び橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン内各地区間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区における建物復元等を含む史跡整備の進捗に合わせて、相乗的または相互補完的な利活用による効果的な学習・案内等を可能とするARやVRの導入とその運用のための整備、学習・案内拠点としてのガイダンス施設の整備を行う。
- 橘樹官衙遺跡群への車でのアクセス向上に向けた整備を行う。
- 短期計画第1期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。



第22図 短期計画第2期整備イメージ図 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン2地区北東部]
(平成36(2024)年度完成予定)

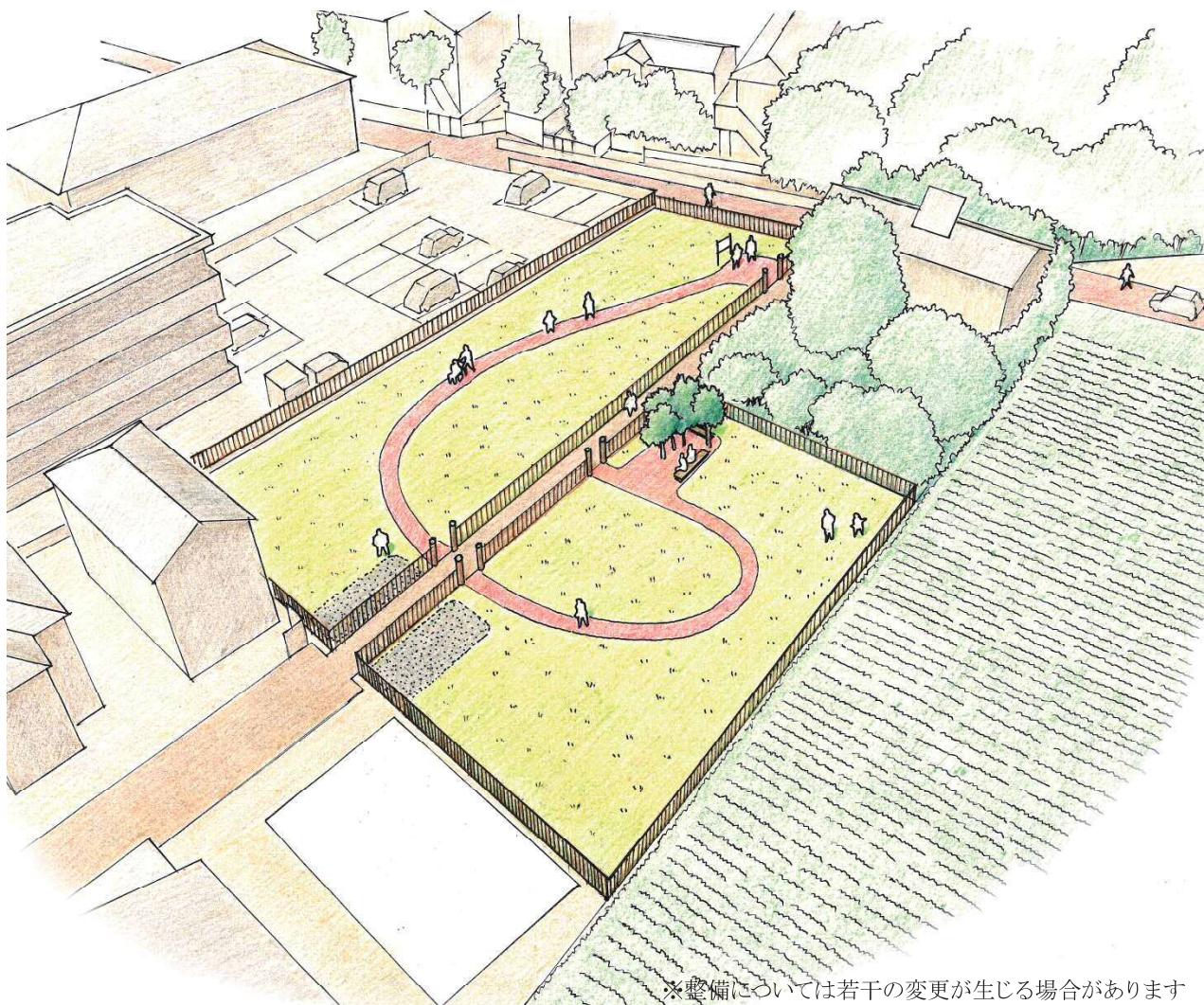
年度		平成34(2022) 年度	平成35(2023) 年度	平成36(2024)年度	
整備対象					
ゾーン整備	影向寺ゾーン	史跡整備	関係部局等との調整	設置	
		便益施設等		・多目的活用広場	
		説明板・案内板等		・説明板(1基)	
		遺構整備	基本設計	実施設計	
		郡家(評家)関連施設		・建物平面表示(2棟) ・正倉院外周区画溝平面表示(1条)	
	2地区	史跡整備	基本設計	実施設計	
		動線、修景・植栽、便益施設、その他		・芝張り ・区画施設の設置 ・通路 ・休憩所 ・遮蔽 ・植栽	
		説明板・案内板等		・説明板(3基) ・案内板(1基)	
		遺跡群全体	案内板等の設置に向けた調整、案内板の設置		
		ガイダンス施設	基本設計	実施設計	
AR・VR等		設計	データ製作・関連工事等		
公有地化の推進		関係部局・土地所有者との協議・調整			

第 23 図 短期計画第2期整備スケジュール

(3) 第3期(平成37(2025)～平成40(2028)年度)

[整備方針]

- 橘樹郡家跡上原宿ゾーンで、一定程度公有地化が完了した地区を整備し、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1・2・3地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- 橘樹官衙遺跡群における利用者の安全面やアクセス向上に向けた整備を行う。
- 短期計画第1期及び第2期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。



第24図 短期計画第3期整備イメージ図 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン]

(平成40(2028)年度完成予定)

年度		平成37(2025)年度	平成38(2026)年度	平成39(2027)年度	平成40(2028)年度	
整備対象						
ゾーン整備	橋樹郡家跡上原宿ゾーン	遺構整備	基本設計	実施設計	保存整備工事	
		・郡家(跡家)関連施設		・建物立体表示(1棟) ・建物平面表示(1棟)		
		史跡整備	基本設計	実施設計	保存整備工事	
		・動線、修景・植栽、便益施設、その他			・芝張り ・区画施設の設置 ・通路 ・休憩所 ・遮蔽 ・植栽 ・石製標識「国史跡橋樹官衙遺跡群」の設置	
		説明板・案内板等			・説明板(1基)	
	3地区	史跡整備	関係部局等との調整	設置		
		・便益施設等		・多目的活用広場		
		説明板・案内板等		・説明板(1基)		
遺跡群全体		案内板等の設置に向けた調整、案内板の設置				
公有地化の推進		関係部局・土地所有者との協議・調整				

第 25 図 短期計画第3期整備スケジュール

第2節 長期計画

整備基本計画は、概ね平成31（2019）年度～平成60（2048）年度までの30年間を対象とした計画であり、第1節で示した短期計画期間（10年間）終了後の20年間については、長期計画期間とする。

[整備方針]

- 国史跡への追加指定及び公有地化の進捗状況に応じて整備を実施する。
- 整備は、遺構への影響や既存整備内容との関係性、活用方法等を考慮した上で、最も適切かつ効果的な整備内容・手法等を検討し、計画的に実施する。
- 遺構の整備は、発掘調査等でその性格や内容が明らかになり、整備を行うことが可能な遺構に対して実施する。
- 史跡指定地内で、短期計画期間中に整備した遺構・施設等のメンテナンス・修繕等を行う。
- 史跡整備に合わせて設置・導入したガイダンス施設やAR・VRのリニューアル、その他整備に伴い設置した施設等の改修・修繕等を行う。

[整備スケジュール]

整 備 対 象	長期計画期間（平成41（2029）年度～平成60（2048）年度）	
影向寺ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡谷戸ゾーン	適切な維持・管理	
ガイダンス施設	適切な維持・管理	リニューアル・改修等の実施
AR・VR等	適切な維持・管理	リニューアル等の実施

卷末資料

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

[資料2]

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準 (平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適當であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ①発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しつつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画

発行日 平成 31 (2019) 年 1 月 29 日

編集・発行 川崎市教育委員会

〒 210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地

TEL 044-200-2111 (代表)

印 刷 (業者選定中) TEL



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市